

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 4 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の追加接種に係る体制確保については、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」（令和3年10月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）においてお願いしているところです。

上記事務連絡において、時間外・休日加算を含めた接種費用の請求方法等の効率化を図る観点から、従来の予診票の様式を見直し時間外・休日加算と接種費用を一体的に請求することとしましたが、1、2回目接種も同様な請求を可能とするために1、2回目用の予診票を変更するなど、所要の見直しを行いましたので下記のとおりご連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡に基づいてご準備いただくとともに、時間外・休日加算分の費用請求を接種費用と一体的に行うこと、追加接種の開始から1、2回目用の予診票様式が変更になること等について、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、公益社団法人日本医師会にも情報提供している旨申し添えます。

記

1 1、2回目接種の費用請求の流れについて

（1）被接種者の住民票所在地と医療機関等の所在地が同一市町村の場合

予診や接種（以下「接種等」という。）を行った医療機関等は、原則として、当該

医療機関等が所在する市町村に対して費用を直接請求する。

費用請求に当たっては、医療機関等は、接種等を行った場合、新たな 1、2 回目用の予診票（別紙 1。以下「新様式」という。）又は追加接種用の予診票を、当該接種を行った日が属する月の翌月 10 日までに市町村に対して送付する。

医療機関等から市町村に直接請求を行う場合の請求書については、市町村で指定する様式となるが、その様式が V－S Y S から出力できる様式と同じ場合には、V－S Y S から出力された市区町村別請求書（別紙 5）を活用することができる。

また、時間外・休日加算の欄を新様式及び追加接種用の予診票に設けたことから、医療機関等は、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなる。

この場合、医療機関等は市区町村別請求書に記載の請求件数と予診票の当該加算チェック件数が一致していることを確認すること。なお、医療機関等においてやむを得ない理由等により、従来の 1、2 回目用の予診票（別紙 3。以下「旧様式」という。）を用いて費用請求する場合は、時間外・休日加算の請求は「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（令和 3 年 6 月 23 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で示した方法により、接種費用の請求とは別に行うこと。

（2）被接種者の住民票所在地と医療機関等の所在する市町村が異なる場合

医療機関等は、請求先の市町村ごとに旧様式、新様式、追加接種用の順に仕分けをした予診票の原本に請求総括書（別紙 4）及び市区町村別請求書をつけて、当該医療機関等が所在する都道府県の国民健康保険団体連合会に提出する。

なお、請求総括書及び市区町村別請求書は、V－S Y S に請求先市町村ごとの接種回数を入力することで、同システム上で発行することができる。

費用請求に当たっては、医療機関等は、接種等を行った場合、予診票等を、当該接種を行った日が属する月の翌月 10 日までに当該医療機関等が所在する都道府県の国民健康保険団体連合会に対して送付する。

また、時間外・休日加算の欄を新様式及び追加接種用の予診票に設けたことから、医療機関等は、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなる。

この場合、請求総括書及び市区町村別請求書に記載の請求件数と予診票の当該加算チェック件数が一致していることを確認すること。なお、医療機関等においてやむを得ない理由等により、旧様式を用いて費用請求する場合は、時間外・休日加算の請求は「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（令和 3 年 6 月 23 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で示した方法により、接種費用の請求とは別に行うこと。

2 追加接種の費用請求の流れについて

(1) 被接種者の住民票所在地と医療機関等の所在地が同一市町村の場合

接種等を行った医療機関等は、原則として、当該医療機関等が所在する市町村等に対して費用を直接請求する。

費用請求の方法、請求書については、1 (1) と同様となる。

また、追加接種用の予診票には、時間外・休日加算の欄を設けていることから、医療機関等は、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなる。

この場合、医療機関等は、市区町村別請求書に記載の請求件数と予診票の当該加算チェック件数が一致していることを確認すること。

(2) 被接種者の住民票所在地と医療機関等の所在する市町村が異なる場合

医療機関等は、請求先の市町村ごとに旧様式、新様式、追加接種用の順に仕分けをした予診票の原本に請求総括書及び市区町村別請求書をつけて、当該医療機関等が所在する都道府県の国民健康保険団体連合会に提出する。

費用請求の方法、請求書については、1 (2) と同様となる。

また、追加接種用の予診票には、時間外・休日加算の欄を設けていることから、医療機関等は、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなる。

この場合、医療機関は、市区町村別請求書に記載の請求件数と予診票の当該加算チェック件数が一致していることを確認すること。

3 1、2回目接種用の様式等について

(1) 接種券について

接種券については、パターン①の1・2回目用接種券一体型予診票を使用することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、パターン②の接種券（兼）接種済証の使用も認めることとする。接種券等を発送する際は、同封する書類が複数枚あることから、封入誤りが発生しないよう留意すること。

パターン①の1・2回目用接種券一体型予診票は別紙1のとおりとし、接種券欄が空欄となっている新様式を別紙2とする。

また、予診票及び接種券の仕様については、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」（令和3年10月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の5（1）に準ずることとする。

なお、既に旧様式を郵送している未接種者から接種を希望する問合せ等があった場合は、予診票が変更になった旨を伝え、新様式を郵送する、医療機関等に対し旧様式を持参した者については新様式への記入を求めるなどの対応をお願いする。

(5) 運用開始時期について

別紙 1 又は別紙 2 は、追加接種が開始される令和 3 年 12 月 1 日から使用することとし、当該接種分から時間外・休日加算分の費用請求を接種費用と一体的に行うこととする。ただし、時間外・休日加算を請求しない場合は、別紙 3 の旧様式を使用しても差し支えない。

また、別紙 4 及び別紙 5 は令和 4 年 1 月 1 日から使用することとする。

(参考)

○令和 3 年 12 月接種分からの、医療機関等の費用請求先等は以下のとおり。

被接種者	請求先	請求費用	提出書類
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	市区町村	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票等
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	国保連合会	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票等

※医療機関等が旧様式を使用した場合は、時間外・休日加算分の請求は市町村に行う。